

第十九回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十七号

昭和二十九年二月二十五日(木曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤田 弘吉君 理事吉田 重延君

理事藤田 義光君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

木村 武雄君 床次 徳二君

橋本 清吉君 石村 英雄君

北山 愛郎君 伊瀬幸太郎君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

中井徳次郎君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

出席政府委員

國家地方警 察本部長官 齋藤 昇君

國家地方警 察本部長官 谷口 寛君

國家地方警 察本部長官 柴田 達夫君

國家地方警 察本部長官 山口 喜雄君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月二十四日

乗合自動車事業税の外形標準課税廃止に関する請願(堀川恭平君紹介)(第二三〇一号)

同外三件(藤枝泉介君紹介)(第二三〇二号)

同(稻富稜人君紹介)(第二三〇三号)

同(永田亮一君紹介)(第二三〇四号)

同(小川平二君紹介)(第二三〇五号)

同(中居英太郎君紹介)(第二三〇六号)

同(中村庸一郎君紹介)(第二三八四号)

乗合自動車税軽減に関する請願(堀川恭平君紹介)(第二三〇七号)

同外三件(藤枝泉介君紹介)(第二三八八号)

同(稻富稜人君紹介)(第二三〇九号)

同(小川平二君紹介)(第二三一〇号)

同(永田亮一君紹介)(第二三一一号)

同(中居英太郎君紹介)(第二三一二号)

同(中村庸一郎君紹介)(第二三八五号)

営業用トラックに対する自動車税軽減に関する請願(石橋湛山君紹介)(第二三七六号)

同(大野伴陸君紹介)(第二三七七号)

同外一件(早稲田柳右エ門君紹介)(第二三七八号)

同(山下春江君紹介)(第二三七九号)

貨物自動車運送事業に対する事業税の外形標準課税廃止に関する請願(石橋湛山君紹介)(第二三八〇号)

同(大野伴陸君紹介)(第二三八一号)

同外一件(早稲田柳右エ門君紹介)(第二三八二号)

同(山下春江君紹介)(第二三八三号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

入場税及び遊興飲食税の国税移管反対に関する陳情書(大阪府議會議長野出相三)(第一〇六三三号)

町村合併経費補助増額に関する陳情書(宮城県町村会会長宮本貞三郎外一名)(第一〇六四号)

地方制度改革に関する陳情書(愛知県町村議會議長伊藤豊太郎)(第一〇八六号)

風水害被害による地方税収入減に伴う財政措置に関する陳情書外一件(愛知県町村議會議長伊藤豊太郎)(第一〇八七号)

消防機構改革に関する陳情書(全国都市消防長連絡協議会会長塩谷隆雄)(第一一七号)

同(財団法人日本消防協会会長岡本愛祐)(第一一八号)

同(名古屋市中区南外堀町全国都市消防長連絡協議会東海支部長林正治)(第一一九号)

同(石川県消防協会会長井村徳二)(第一二〇号)

同(京都市中京区河原町全国都市消防長連絡協議会東近畿支部長岡部俊一)(第一二二一号)

遊興飲食税の国税移管反対等に関する陳情書(広島県双三郡西部飲食店組合長田原美夫外四名)(第一二二二号)

同(徳島県商工會議所連合会会長尾義光)(第一二二三号)

入場税及び遊興飲食税の国税移管反対に関する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司)(第一二二四号)

同(愛知県議會議長池田駒平)(第一二二五号)

同(兵庫県議會議長有沢与七)(第一二二六号)

を本委員会に送付された。

本日(二十六日)の會議に付した事件

警察法案(内閣提出第三一号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二二号)

○中井委員長 これより開会いたします。

○門司委員 議事進行について。きょうの日程には入っておりませんが、委員長にちよつとお願いしたいと思ひます。例の補助金等の臨時特例等に関する法律案という法律が実は出ておるわけでありまして、そうしてこの法律の審議は、議運で、特別委員会をこしらえて審議する、こういふ取扱ひがされるようになっておりました。これは文部省、厚生省、農林省、通産及び運輸、建設というような各省の補助金が、この対象になつておるようでございますが、しかしこれの最後のしわ寄せは、全部地方財政に関連性を持つておるものであります。従つて当委員会として、この補助金等の臨時特例等に関する法律案については、特別委員会がでるからといって、これをそのまま放置しておくわけには行かないと私は思ひます。やはり当委員会としても、これを十分審議をするというか、知つておかなければならぬと考へておるのであります。大体ざつと見たところ、今までの二分の一が三分の一になり、あるいは四分の三が半額になるというようなことで、地方財政にしわ寄せされる

ものは総額十億くらいのものではないかと考へることが考えられる。しかし単に十五億の補助金が整理されたといつても、予算の説明書を見ると、国の助成金その他の削減が三十八億になつておる。これらの関連性は強い地方財政にしわ寄せされて来て、地方の自治体では、補助金等がなくなれば、それで打切ればいい仕事も多少あるとは思ひますが、しかし全体の仕事は、補助金が多くなつたからといって、今までの仕事をそのままに打切るわけには行かない。そうすると、国から出て参ります。今度の補助金等の整理に關して十五億ばかりと、それから国の助成金の三十八億、それからもう一つは、補助金の現在減らされておるものが大体七億くらいに上る。こういうものを勘定して参りますと、やはり六十億ないし七十億の地方負担の増加を見なければならぬといふことに、私は結論はなると思ひます。そうなつて参りますと、地方財政計画にかなり大きな影響を必然的に持つて参りますので、今せつかく地方財政計画に対する質疑をまだ続行いたしておりました。これもまだ終了して参りますので、委員長はこの補助金等の臨時特例等に関する法律案に關する参考書を――むろん特別委員会にも配付されると思ひますが、当委員会にもこの配付をしてもいいと思ひます。これは当然合同審査になると思ひますが、一応こちらでもこの問題を審議することがいいと私は考へております。従つてこれらの参考資料を至急當局に

請求をしていただきまして、そうして御配付をお願いしたいことを、まず委員長にお願いをいたしておきます。

○中井委員長 お答えをいたします。門司君の御意見はよく承りました。ただちに参考書を政府より提出せしめるよう、政府に要求いたします。

○西村(力)委員 昨日私地方財政計画に関する質問を本会議開会まで時間を区切つてやつたのでございますが、それが本日は全然考慮に入れられていないということに對して、委員長はどうやるか。与党の各位としては警察法案の審議を促進しよう、われ／＼としてこの重要法案については慎重に徹底的にこれを検討して行こう、こういう心算でおりますので、熱意を持っておる点については、われ／＼も何ら与党の各位に劣るものではございませんが、それを急ぐあまり、そのほかものを全然無視してやるというふうなことにしても、われ／＼としてどうも納得できないところがある。数日前に理事会の申合せを一応はごにして、改進黨の橋本君の質問というが、議事進行の動議の発言を許した。このことも、結局この重要な警察法案の審議は、まず總理に對する質疑によつて全般的な政府の意向、最も本質的な意向を聴取して、そこから細部にわたつた検討を進めて行く、こういう大體の構想を持つておつたがために、橋本君の発言を許しておつたわけなのです。しかもこの總理は、目黒のお屋敷などへおいでなさつておるといふことを新聞で見おるのですが、明日は予算委員会にも出る、こういうことになつておる。この点は、委員長においてもこれは当然のことであるから、總理の出席に對しては十分な努力をすると思はれておるのでありますし、明日はまた／＼そういう機会もつかまえられるということになつてゐるのであります。順序から申しまして、当然そういう總理に對する總括的な問題の検討から進めるべきでありますので、その筋をくずさないで審議を進めたいいいじやないか。熱意々々と言つても、何のスケジュールを持たないで、めちやくちやに審議をして行くといふことは、かえつて審議を遅らせることになるのではないかとと思われる。そういう点などについて委員長の見解を求めたいと思ふのです。

われ／＼の地方行政委員会は今まで、もつぱら地方の行政、財政の問題、ことに財政の貧困をいかにしてカバーするかといふことに集中しておつたがために、与党、野党を問わず、その間同じ意向をもつて非常な和氣あいあい裡に友愛をもつてやつて来た。だから地方行政委員会に席を置く／＼と新聞に出ないから落選すると、大石さんにはあられたというふうなこともあるのであります。何ぼ／＼といふ／＼あいにしまして、警察法の審議に關しては一つの限度があると思ふ。これは間對立的にやらざるを得ない、これは間違いないことではございますので、そういう／＼に審議を経なければならぬといふことを見込んでおるとするならば、委員長は審議の方法について、もつとことんまで理事會においてその結論を得るよう努力することが、むしろ審議をスムーズにするにじやないか。それを理事會の審議が従前のごとくやむやになつて、そうしてた

だそのとき／＼によつて一方的に警察法に進もう、進もうとだけせられることは、かえつていけないことじやないかと思ふ。

なおもう一つは、本日の新聞を見ますと、今まで地方財政計画において、地方の公立学校教職員は首切りもしないけれども増員はしない、こういうことを言つておる。百万人の生徒が増加するのに対して約三万人の教員の増加を必要とする、しかしそれはやらない、こういう／＼にして地方財政計画も組んで来た。ところが本日の新聞を見ますと、小学校では七千六百七十四名の増員をする、中学校一万一千七百七十六名、合計一万九千四百四十名の増加をする、こういうことが文部省とそれから自治庁次長の連名で各地方団体に通牒が発せられた、こういうことになつておる。そうすればわれわれの地方財政の審議の過程において、もうこれがぐ／＼とえられておるといふこともなるのであります。何としてこの地方財政計画に對するわれわれの質疑を、もつと／＼統行する必要はある。先ほど門司君からお話がありました。先ほどの通りであります、なお質疑通告を行つて一言も発言する機会を得なかつた人もおる。そういう／＼あるのだから、何としても地方財政計画に對する審議などを先に取上げて、とことんまでそれをやつて、あとはよからう、それじや今度は警察法に集中しよう、こういう／＼に行つた方が最もよい方法である。与党の各位の熱意もわれ／＼の熱意もともに生かされるものである。かように思ふのでございます。結論として、そういう／＼な残された問題に對して、

委員長の今後どういふ／＼に對処せられるつもりで、今議事を進められておるかといふことについて質問したいと思ひます。

○中井委員長 お答えをいたします。地方財政計画も警察法ともに重要な問題であることは申すまでもない。それゆゑにいずれも十分その審議を尽くすべきものといふことも、これまで言をまたざるところでございます。ただ審議の進行の方法につきましては、関係政府当局の都合等もありますから、しかもその関係当局、たとえば警察につきましても大藏國務大臣、これらの人々につきましても各委員会とも、いろいろなる点においてその出席を要求いたしたつとあるところでございます。

ことに予算委員会もいよ／＼昨日から分科会に入ることになりまして、從つて各関係大臣の出席というやうな問題からして、できるだけ互いに各委員会が譲り合うといふことも必要であるかと思ひますし、かた／＼大臣の出席可能の場合においては、他の法案の審議はこれはあとまわしにしても、その出席可能の大臣について質問を集中するといふことが、きわめて適当なことであらうと思ひます。あなたの御質問につきましては決して無視などはいたしてないものであります、きわめて重視をし、これを尊敬することを決して忘れておるのではないのであります。從つて引き続きその質疑を承ることに相なつております。本日は法務大臣出席の機会を得ましたから、法務大臣に對し警察法についての質疑を集中せられんことを希望いたす次第であります。

○西村(力)委員 委員長の苦衷というか、そういう御誠意というか、十分了承しておりますし。常々敬意を表するものでございますが、總理の出席の問題は全会一致という要望でございますので、その間の努力、それからいつ出席を得られるかという見通し、そういうことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○中井委員長 お答えをいたします。總理の出席要求につきましては、単に橋本清吉委員の御意見だけでなく、委員会の總意とも認められますので、ただちにこれを政府に通告し、總理大臣の出席の一日もすみやかならんことを要求いたしておりますが、さらに本日は重ねてその要求を続けた、こう考へております。總理大臣出席可能の際は、ただちに出席をもちうことにいたします。

○北山委員 私も議事の運営につきまして若干の意見を申し上げて、委員長の信念をお伺いしたいと思ふのです。ほかの委員と同じやうに、この地方財政の問題あるいは地方税の問題は天下非常に注目しております、これを論議することは、他方において国の予算を審議する予算委員会等の審議とも並行いたしまして、私はまずもつてこれをやらなければならぬ、かように思つておるのです。しかし警察法を早く上げなければならぬといふやうな政府の意向に從つて、一部では三月初めの予算が上る時期までに、この警察法を衆議院を通過させようといふやうな御意見もあるやうであります、これはまことに暴論であると私は思ふのであります。なぜならば、地方財政計画なりあるいは地方税といふものは、純粹に地方財政の問題である。しかしながら警察法は、予算とはもちろん関係はあり

承してあります。常々敬意を表するものでございますが、總理の出席の問題は全会一致という要望でございますので、その間の努力、それからいつ出席を得られるかという見通し、そういうことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

ますけれどもその金銭、予算以外に、国民の権利義務に関する重大な問題でございませう。しかもまた地方自治から警察という仕事を取上げて国の仕事にしてしまふという事は、これは地方自治にとつても非常に大きな問題なのであります。地方の地域における治安の維持、秩序の維持という仕事が、地方団体の仕事であるという考え方に立つて、戦後の警察は運営されて来たのであります。が、今回の警察法は、この仕事を地方団体から取上げて、これを国の仕事にしてしまふというふうな、非常に地方自治にとつても基本的な改革と言いますか、改悪だと思ふのであります。が、そういう点、それからまた国民の人権あるいは自由にとつても、ゆゆしいいろいろの影響がある。根本的に言えば、日本の民主主義にとつて大きな影響のある重大な法案であります。単に予算審議の都合というふうな便宜主義をもつて、この法案を取扱ふという事は、国会として間違つた行き方である、かように考えるのであります。以上のような重要な法案でございませうから、予算審議等のごとは別個の問題として、われ／＼国会議員としては、これを慎重にそして深く掘り下げて、徹底的に審議をしなければ、われ／＼の任務が果せない、かように確信をするのであります。従いまして現在の警察というものがどこに欠陥があるか、現在の警察がどういふふうな運営されておるかというふうな点を、よく調査をしなければならぬ。最近伝えられておりますように、警察官の教員の思想調査という問題が各府県に起つております。こういうふうな、

しても、思想の調査というふうな行き過ぎが行われておるといふ実情を見、また治安の状況、そういうものをよくこの委員会としては調査をしなければならぬ。まずこれが必要であらうかと思ひます。それから関係の各団体からいろいろ／＼な陳情、意見が出されておりますので、こういうふうな府県なり、あるいは市町村というふうな関係団体の意向を、われ／＼委員会としては十分に聴取しなければならぬ。また同時に、学界、あるいは言論界、あるいは一般の有識者というふうな、国民のこの法案に対する声を十分に聞かなければならぬと思ふのであります。この法案の取扱いにつきましては、以上のようなことが絶対に必要である。国会議員として、これを単に予算審議の便宜主義でもつて軽々に決定するということ、は、国の百年の大計を誤るということになりますから、私もそのようにな見地に立ちまして、慎重に審議をしなければならぬ。もしこれを軽率に扱いますならば、現在汚職あるいは疑獄等によりまして、政府あるいは政界に對して国民の疑惑が非常に大きい、こういう際に、このような警察国家をつくるような、中央集権的な警察法を通すならば、これはおそらく汚職隠蔽法案である、かように国民は思ふかも知れないのであります。従いましてそのようないろ／＼な情勢を考えまして、私もこの法案は財政あるいは予算に調査をしなければならぬ、かように思ふのであります。が、委員長のこれに對する御信念をお伺ひしたいと思ひます。

警察法の重要性にかんがみまして、その審議を慎重にいたすべきことは申すまでもないところであります。ただ私どもの考えによりますれば、この法案はいろいろ／＼な点につきまして、非常な対立抗争の意見のあるところでありまして、従つてこの法案の決定については、結局は各政党政派の腹をどこにきめられるかというところによつて、この法案の運命が決められるべきものと思ふのであります。従つてその各党の腹をきめられるまで、この委員会でもただ審議を急ぎましたとて、それでもつて今おつしやるような決定を無理にするなどというところの、できないこと、は、これまた申すまでもないところであります。従つて私も慎重に審議を進めますとともに、各政党のこの法案に対する腹をどこにきめられるかというときを待ちたい。それがきまりましたら、ただちにこの法案の運命を決すべき採決に入りたい、かように考へておるのであります。特別にこの法案のために無理に審議を進めようなどというふうなことは、毛頭考へておりません。その段格別の御了承を得たいと思ひます。

何を考えておるか、何を希望しておるかということ、各党においても、各委員においても、これを十分取上げて審議をするという、審議の方法をとらなければならぬという意味で、申し上げたのであります。私もこの点について委員長と意見が違ふのであります。その点についてはいかがお考えでありますか。

○中井委員長 お答えをいたします。ただいまのお話につきましては、あなたの意見も私の意見もちつとも、かわらないのであります。何分にも重大な問題でありますから、これを審議決定いたすにつき、国民の納得して行くような方法でいたすべきことは、またくあなたの御意見と委員長の意見はちつともかわらないのであります。ただしかしそれをいたすには、相当のところが、これが必要でないかと存じております。この委員会におきまして審議をいたすに、何もかもどんなに時間がかかってもやるのだというふうなことでは、これはまた行き過ぎではないかと思ひます。そこには皆さんのごとき賢明なるお方々のお考えをよく尊重いたしまして、委員長としては最もよろしいところにおちつて参りたい、かように考えておる次第であります。

○石村委員 地方行政は今度初めてなりましたが、今までのほかの委員会の例を考へましても、最初は基本的な問題をいろいろ／＼やつておるのですが、その途中で具体的な法律案が出て来る。それと一緒にやるというやり方で審議を進める。そういたしますと、結局その出て来た具体的な法律案の方の審議にとられまして、根本的な問題の解決、検討ということ、はややむやになつて来たように思ふのであります。地方行政の委員会におきましても、私は警察法はもちろん重要だということはわかつておりますが、しかし何も今警察がないわけではない。自治警、国警があつて、非常に治安が乱れておるといふ現状でもない。むしろ今地方財政というものが、どうにもこうにもならなくなつておる。この根本的な問題にもう少し先に力を注いで、——これは何も社会党とか自由党とかいう政党的な立場を離れて、地方財政の確立ということ、はある程度の方針は出て来るのではなからぬか。結局その日暮しの政治が行われて来るにいうふうなことに、委員会のやり方によつてはなつて来ると思ふ。警察法ももちろん重要ではあります。が、もつと委員会の審議の進め方については、根本的なものを、もう少しやつて行くように進めていただきたいと希望いたします。

○中井委員長 この際、御報告を申し上げておきたいことがございます。それは地方税法の一部を改正する法律案の提案理由の説明につきましては、きのうの理事会の申し合せによりまして、本会議においてその趣旨説明を政府よりなさしめることを、議院運営委員会に申し込んでおいたのであります。議院運営委員会におきましては、何分各党からの代表の人たちが出ておられるのでありますから、自然各党派の御意向というものがこれに反映いたすこと当然であります。つきましては、本委員会としての申出が貫徹されますよう、各党各派におかれまして、格別の御配慮をお願いいたしておきます。従いまして、申入れはいたしました。

委員会の皆さんの御希望通りだちにこれをいたすという結論は得ておりません。これから議運において審議をした上で態度を決定する、こういうことでありますから、この際中間の御報告をいたしておきます。

なお私は、実は流感を数日前からわずらつておるのですが、熱を買して出席をいたしているような次第であります。声のお聞き苦しい点は何とぞお許しをいただきたいと思ひます。

○加藤(精)委員 議事進行。ただいま西村委員及び北山委員からなる議事進行について御発言がありましたけれども、西村委員のおつしやいますのは、はなはだ失礼でございますが西村委員が理事でないかのごとき態度をもつて、理事会も少しつかりしろというのであります。これはどうも何ともし難い。同僚としてひとつ十分御発言に注意していただきたいと思ひます。なお北山委員の御発言は、警察法の審議を非常に丁寧にすべしという議論のようでありまして、この点につきましても、すでに十数十分前に法務大臣並びに政府委員も御出席になつておられますのに、社会党の方が一人も姿をお見せにならない。そして審議が進まないと言ふということでは、どうも言行が一致しない。もう少しほんとうのことをこの委員会に言つていただかないと困ると思ひます。もはや時間も相当経過いたしましたので、もう御審議をお始めになります。ききつていただきますので、かれこれいろいろな言ひ分もありましようし、あとから北山さん並びに西村さんからしかられると思ひますけれども、せつか

く政府委員も法務大臣もおそろいでございまして、この際は警察法に関する質疑通告者から質問をさせていたいただきたい、こういうふうな考えております。

○西村(力)委員 ただいま加藤委員からおしかりをいただきましたが、しかしこの理事会というものは委員長が招集し、そして結末をつけるのだらうと思ひますが、いつもこの理事会のやり方というのは、前々からの慣性ではつきりした結論が出ないままにやむやみに終つてゐる。加藤さん初め皆さんは、もう警察法で頭はそこら辺に行つて、足はこの辺で、そうして先づかり急いでおる。そして最後はうやむやにする。しかもそれに対してしつかりした取束をつけないでやつて行く。これは私自身の責任であると言われればその通りでございますが、そういう行き方を改めて行くことが、しつかりと構えて審議を慎重にして行くという、われわれの、あるいは国民の熱望、国会の任務ということからいふても必要であるから、委員長はそういう今までの行き方を、これからどういうふうにあいに行つて行くかというのを質問したわけですから、その点に關する私も対応する御非難は、まずあなた自身に改めるべきであると思ひます。その点を考えていただかなければならぬ。与党の上の方から何かいへば、あるかどうかわからぬが、とにかく急がれる心持もわかるのでございませうけれども、先ほど北山君から申上げました通り、われわれはわれわれの任務が完全に遂行せられるだけのおちつた態度で進むべきである、かように思ひます。しかも今までの委員長の発言、加藤君の発言を聞いておると、政府委員がおいでになつてゐるからやらないけれども、まゐるで政府委員の御都合によつて、われわれ委員会が左右されるごとき印象を与える発言というものは、よろしくないと思ひます。しかも、口をすべしは、常識は二、三人しかおいでにならないで、採決のときだけ全員そろつて、早く採決をやれといつて、おしりをもじ／＼させて、採決を終つたとたん雲散霧消するやうな態度を示しておるが、われわれの態度を見なさい。いつでもほとんど満員になつて審議に熱を示しておる。それにもかかわらず、たま／＼本日だけあなた方が早く来て、それでわれわれを責めるやうなことは、絶対にわれわれの了承できないところでありまして、そういう発言は慎んでいただきたいと思ひます。

○中井委員 警務法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の両案を一括して、議題といたします。質疑を始めます。質疑の通告がありますから順次これを許します。大石ヨシエ君。

○藤田委員 ちよつと議事進行について。委員長、この警察法の問題は非常に重大であります。実はただいま委員長から大石委員に発言を指名せられたのであります。ごさいませんが、委員長の審議が進むに従ひまして、おそれる相当の紛糾も予想されます。従来当委員会の常識といたしましては、大石委員の通告順にあらずして、野党第一党から小党に至る順序に従つて指名

をいたしまして、最後に与党たる自由党が発言をするという順序で長年委員会が運営され非常円満に行つておりましたので、今後の議事進行に關しましては、なるべく野党第一党の改進党からひとつ御指名を願ひたい。朝の質疑通告順に発言を許すということになります。さういふ、紛糾が予想されますから、今後の運営に關しまして、私の希望として委員長の了承を得ておきたいと思ひます。

○中井委員 答えをいたします。この発言順につきましては、ただいま藤田委員の仰せの通りいたしましたのであります。あなたはあるいは御出席がなかつたのであらうかと思ひます。が、改進党の橋本清吉君を質問第一陣に指名し、その質問は終了しました。

○藤田委員 それはその日／＼の順序でなくて、ずつと連続して行くわけですか。

○中井委員 そういふつもりでおります。

○藤田委員 それではそういうふうになりましたが、この委員会は相当紛糾すると思ひます。その際におきまして、その順序を踏襲して行かれますと、また非常に問題になると思ひます。で、でき得れば今日の委員会ごとに、先ほど私の述べました順序に従つてやつて行く方がスムーズに行くのじやないか、かように考えております。これは後ほど理事会で御審議願つてもけっこうであります。すでに一週間前の橋本委員の発言が第一陣で、一週間後の本日が第二陣ということば常識的に非常に無理があると思ひます。本日は私の非常に尊敬する大石先生が最初に立たれますので、もちろん異存はこ

ざいせんが、今後はなるべく今日の割振りを先ほど申し上げたようにしていただくことをお願いしておきます。お願いでありますから御答弁はいりません。

○中井委員 よく了承いたしました。大石ヨシエ君。

○大石委員 犬養法務大臣にちよつと一点質問をしたいのは、一体日本を今日のようになさしめたのはいかなるものであるか、日本が警察国家であつた、軍閥であつた、既成政体であつた、官僚政治であつた、このことが日本をかくのごとく敗戦に導いたということば、あなたも御承知であらうと思ひます。この点いかがでございますか。

○犬養國務大臣 すこぶる広汎な御質問で、はたして任にたえるかどうかわかりませんが、できるだけ考えておることを申し上げます。

今日の日本のまことに悲しむべき混亂の状態というものは敗戦から来ております。この敗戦のよつて来るゆゑんというものは、日本を構成してゐる国民の各層に、それ／＼責任があると考へます。もちろんその当時主として政局を担当してゐた政界にもあります。また国民がほんとうに国会制度の真髓に徹しないで、事大主義で割合にお役人の言うことに頭を下げるというやうな氣風がまだ抜け切つていない、一言で言へば民主主義が徹底してない責任もありましよう。しかしわれわれは今日過去を顧みまして真にえりを正す氣持で、日本をもう少し国民と為政者の間に精神的なつながりができるように改革しなければならぬということを考えておりました。おそろくこれは大石さんと同じ氣持だと思ひ

ます。ただその改革の方法、手段、時期、経過措置等について残念ながらときどきあなたの党とは意見を異にいたしますけれども、だれも日本を悪くしたいと思うものは一人もないのでありまして、この点では根本精神において一致しておると思えます。また警察法の審議せられる委員会、特にその発言があまりになつたことでございますから、おそろく過去におけるいわゆる俗に言う警察国家も、相当責任があるんではないかという御質疑のようにも受取れたのでありますが、私どもは戦前及び戦争中に見られたがごとき、いわゆる警察の力の行き過ぎということ、極力みづから戒めておりました、だん／＼御質疑に應じて申し上げますが、このたびの警察法改正については、特にその点は注意してかかつておるつもりでございます。

○大石委員 しかば大石さんは、現在の自治警と国警と二本建になつておるこの警察法というものは非民主主義的である。ゆえに非常に民主主義的な今回の警察法に改正なさうという意思でございますね。あなたはこれを民主主義的な警察法であるとお考えでございますか。その点をお伺いしたい。

○犬養国務大臣 お話を二つにわけて申し上げます。日本を今日までにしたものはだれの責任かという御質疑、これはもう一つ仕切りのことなんです。それに対していろいろ責任もあるが、国民が真に民主主義に徹底する部分が多分少く、何でも政府の方針といへば／＼した、その点も改めなければならぬ。また国民をへい／＼させた政府も政治家もひとしく責任がある、こう申し上げた

のであつて、それから仕切りのことちに、今度は警察法のお話になるのであります。一ぺんそこでビロウドを打つていただきたいと思います。

そこで現在御指摘のように国家地方警察、自治体警察と二本建になつております。これは占領統治においてできたものであります。手取り早く言えば占領政策の所産の一端と申してもよろしいであらう。もちろん占領政策とはいへ、たいへんいい点も残して参りました。しば／＼申し上げますように、国民に親しみやすいおまわりさんというものができたのは、確かにこのたびの改正する以前の警察制度の所産でありまして、この美点は残さなければならぬと思ひます。また発生論的に申せば、警察というものはそもそも時代が古いときに、自分の家は守らなければならぬ。自分の家ばかりでなく一帯に隣近所を守らなければならぬ。さらに拡大して一つの町を一緒に守らなければならぬ。さらに一つの市を一緒に守らなければならぬというふうになつて来たのであります。て、発生論的に言へば、みんなこれは人民のための警察でございます。これは確かにもう警察の本質的なものであると思ひます。しかるに御承知のように国際的にも国内にも地面の下で社会を破壊する、暴力で破壊するといふ革命的な運動が世界のどこにもありまして、日本にももちろんあるのであります。同時に数個の県あるいは同時に数箇の市に突如として起る騒擾事件、すなわちこれは近代の社会の産物でございますが、こういう大仕掛な擾乱とか、またこの間のように三県も四県も五県も一緒に突然見舞われる

風水害というような大仕掛な事態に對しましては、一つの町だけを親しみやすく守る、一つの村だけを親しみやすく守るという形の警察だけでは、処理できない部分がありますので、さればこそ今度は国警も自治警も仲よくこれを解消いたしまして、府県単位の警察をつくる、つまり自治機関である府県を元とした自治体の警察をつくる、しかしそれだけでは足りないものであります。この点が御意見の相違になります。あるいは法律で限られた国家的な職責に對しては中央から指令することができ。しかしそのなすことはもちろん公安委員会がなめていて、けしからぬと思う警察長官や隊長は懲戒罷免ができる。また府県会で予算にかゝる、公然と県民の前で批判することができ。ここに民主主義的な警察官吏の運営の保障がある、こういうふうにいたしましたわけでございます。

○大石委員 ただいま大臣は革命的ないろ／＼な点があると言われたが、この革命的な点というのはどういふことを意味していらつしやいますか。私にはそれは解することはできません。

○犬養国務大臣 たゞ／＼はかの委員会でも申しておりますように、お互いは議論が違つても、これは議會主義です。議會の中で改めて行こうという議會主義でございますが、軍事訓練をやつたり、武器をひそかにたくわえたりして、武器による暴力革命で、社会を改革して行こうというものが、俗にわれわれは暴力革命の手段をとる人々、あるいは暴力革命主義と申しておるのであります。これはなぜそう言うか、予算委員会でもしば／＼詳細に御報告して

おりますから御了承のことと思ひます。

○大石委員 私は今回のこの警察法こそ無血革命であると思うが、あなたはさういふふうに通つていらつしやいますか。

○犬養国務大臣 大石さんの大石さんなりの御意見というものは尊重いたしますが、私どもはさう思つておりません。これは御意見の相違ということになるかと存じます。

どうでしょうか。

○犬養国務大臣 大石さんが今御心配になつてゐる点は、私どもも十分心配してゐる点でございます。だん／＼申し上げてみたいと思ひますが、ボタン一つで内務省の警保局長あるいは警視總監が動きまゐるという時代が、あなたも思ひますが、(大石委員私のおしりを先だつてなぐつた)と呼ぶ／＼少し聞いていただきたかと思ひますが、有名な治安維持法その他／＼ありますが、私ども被害を受けた者でございますが、今度のはボタン一つで動きませんが、あなた方がお選になり、国会で承認を得て、府県会で承認を得た公安委員会というものが目を見張つておりました。これはけしからぬ隊長だということになれば、しば／＼申し上げますように懲戒罷免の勧告権をもつて迫ることができるのであります。さうすれば新聞にも書き立てられます(大石委員)そんな甘いもんじやないよと呼ぶ／＼これはどうも大石さんと私と意見が違ひますが、輿論というものが日本はなか／＼きびしい国でございますから、警察隊長が府県民から懲戒罷免の勧告を受けたといへば、仕事が一に／＼なるのであります。そこに私は民衆の輿論を反映した警察官に対する制約というものが行われると考えてゐるのであります。

それから過去の警官がいろ／＼思想取締りがきびしく、共産主義でもない青年に憤激を与えて共産主義にしてしまつたといふことも相当あつたと思ひます。申し上げたいのは、この警察法を改正させていただきますけれども

も、一休思想をよくして行く、健全にして行くという事は取締り法規だけではできません。取締り法規というものはその手段です。ほんの一部分だと私は思っているのではありません。だから警察法を改正すると同時に、社会保障というものをほうつておいていいかという、ほうつておけないのであります。これは政府の総合的政策でやつて行かなければならない。また女の人がからだを売る。それを法規で取締る。それだけで事が済むのではないのでありまして、女の人がからだを売らなければ食えないようなはめになつた場合に、相談ができる婦人ホームだとか、その他の社会制度だとか、職業安定所が親切に指導をするとか、あつせんすとかいう総合政策でなければならぬと思うのでありまして、治安取締りというものも、この警察法の改正という事はすこぶる重要だと思ひますが、それはむしろ末の方でありまして、総合的な社会政策というものが、一番青年を健全にするものだと思つております。

○大石委員 たいだいま大庭さんが公安委員会というものは、非常に威厳のあるようにおつしやいましたが、ここへ公安委員を呼んでわれ／＼は参考人として聞いた。ところが公安委員は何も知らぬ。ロボットである。そういうロボットを置いておいて、そして齋藤さん方はそのロボットを使つておる。これが現在の公安委員である。こんな公安委員は警察の何を知つておりますか。それを使うものはいわゆる今回つくられる国務大臣としてここにのられる齋藤国務長官、そのロボットである。(加藤(精)委員)「ノー／＼」と呼ぶ。

こら、加藤。(笑声)こういうロボットを公安委員に置いておいて、あなたは理想的なものであると思ひになる。それはあなたが坊ちゃんであるということなんです。(笑声)いかがですか。

○大庭国務大臣 いや御忠告ありがとうございます。そういう場合も私はあると思う。(大石委員)「あります」と呼ぶ。それでこまかく申し上げてみます。たとえば国家公安委員に金正米吉さん、大矢さんよく御承知の総同盟の大先輩、それから大阪に神尾さん、なか／＼これら議論の立つ人がおります。ことに社会党の議員でつらられるようですが、私は金正さんを心から尊敬しています。私もどが何か警察問題できめるときに、やはり金正さんがこういうときは相当異論があるだろうとかいうことは相当遠慮して考える。従つてそれだけ制約を受けます。また大阪の神尾さんというのでもなか／＼有名な一言居士でありまして、無理をすればたまち反駁を受ける。だからこういう方は何も知らないなどというようになつてはならないものではないと思ふ。そこでそういう人ばかりかという、そういう人ばかりでない部分もあるようにございます。大石さんの言われるように何にも知らないというのも全然ないとは言えないと思ひます。そこで今度はそのような措置を考えてみたのでございまして、結局これは資格をもつて広げた方がいだらう、つまり何十年前に官吏をへんやつたら絶対に公安委員になれないというやうなことで、少し人間の経歴とか教養というものを輕んじていることになると思ひまして、今度は検事と警察官をやつた前

歴のある人は御遠慮しますが、あとは広げたわけです。大石さん御心配のような場合も私は全国にあると思ひますのは、今まであまり制限をきびしくしましたので、悪口を言う人は公安委員はお医者さんと坊主だけだ、こういうやうに言うのでありまして、もちろんお医者さんと宗教家というものは人格のいい人が多いのでありますが、人格だけでは警察の見張りというものはできにくい部分もありますので、今度は警察が行き過ぎた場合たちまち眼光紙背に徹するような社会的な経験を持つた人も混せて、ひとつ煙たい存在、監視役になつていただくというの、私どもの本旨でございます。

○大石委員 先ほど大臣は日本の国はきびしい輿論の国である、こうおつしやいました。あなたは輿論を御承知でございまして。輿論は国家警察と自治体警察とこれを二つにしてくれ、これが輿論です。この輿論をあなたは雲の上にいられつしやいますからお聞きにならないと思ふが、大衆の輿論は現在のままにしてほしいというのが、大衆の輿論であることをあなたは御承知でございましてか。

○大庭国務大臣 これはせつかくの大石さんの御意見であります、承服でございませぬ。輿論は大体私も全部読んでおりますが、どうも今のままだと分断された形では無理だらう。これはひとつ何かの単位で一致させなければならぬ、その大部分はまあ／＼府県単位だらう、国家一単位では警察国家になる、分断された単位では犯罪が町から農村に逃げ、農村から町に逃げるからつかまらない。親しみやすい警察というものを国民は望むが、どろぼうのつかまらぬようなただにこ／＼して

警察では困る、びつと一つ骨が入つてもいい。この両者の融合、両者の何とないか統一というものを、われ／＼考えているのであります。輿論の話にもどりますが、府県単位、大庭の民衆がこごとが言え、民衆が監視できる警察になるのはいじやないか。輿論をい／＼御指摘になります。これは、これからは御質問があると思ひますが、たとえば国務大臣が公安委員長になるのはいじやないか、あるいは地方の警察隊長を任命する任命の仕方が、もう少し地方の人に意思を聞くようにした方がいじやないかとか、あるいは五大都市だけは独立した方がいじやないかというやうな、第二、第三の御議論はありますけれども、大体今の警察ではいじやないというものはもつとだらうということ、これは、この委員のどなたに聞いても、そういう輿論を読んだり聞いたりしておる人が大部分ではないかと考えております。

○大石委員 大臣にお聞きしたいのは、警察法第十六条によると「警察庁の長は、警察庁長官とし、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。」とございしますが、ちよつと私わからぬので、お教えいただきたいと思ひます。

○大庭国務大臣 この点や今申し上げました二、三の点が、このたび委員会御審議を願います間における各委員の一番力を入れて御質疑がある点だと思ひます。どうしてこういうふうにしたかというところでございしますが、これは本会議で申し上げたと思ひますが、大体今の警察に対して、一番だれが責

任者なのか、責任者があるやうで実はわからない。二重橋事件もそうでありますが、吹田事件その他大須事件とか大きな事件がたび／＼起つても、それが一体国民に対して総括しておわびをする責任者が、それがあつたやうでないでございまして、二重橋のことは警視庁も非常に御苦心になつたので、こゝで申し上げたございませぬけれども、あのときも二重橋から一メートル入つたらだれの責任、外は違つたものの責任、その上のだれかそれ／＼みな違つておる。私も一々委員会でおわびをしますが、国警担当の国務大臣であつても、国警大臣ではないのでありまして、だれもわび手がなから、まあ私もわびておこうかというやうな形もなきにしろあらず、それではどうも責任が明確化しないやないかというものが、昨年以來の御議論でございします。それで警察事務について不祥事が起つたら私が一番の責任者だといつて名乗つて、男らしく堂々／＼国民にわびる人をつくらう、こういう趣旨から出た問題でございまして。これはいろ／＼御議論があるであります。よろから、御議論なりおしかりなりは、十分えりを正して伺つてもございまして。

○大石委員 私は昨年来からこの警察法が作成されていることをよく知つておりますが、これは自由党が改進黨の案に乗つたのです。改進黨がこれは先ず、改進黨のおつしやるやうにしようじやないか。ここにおける床次さんと鈴木さんがつくつた案です。自由党はなぜ自由党独自の立場からこの警察法をおつくりにならないのですか。これは改

進党の案です。改進黨の案をあなたはさも自分がつくつたようにおつしやつておられますが、一体どうなのですか。その根本はつきり聞かせてもらいましよう。

○犬養國務大臣 どうも多少迷惑でありまして、証拠もないのに前がどうだというのは、毎日非常にはやるのでありますが、これは私の方でもお調べくださればわかるのであります。政府でも、自由党でも府県単位にするということは、初めから言つて来ておるのであります。それはたゞ／＼改進黨が考えたかもしれませんが、改進黨の腦みその中で働くことまで統制できません。同じことをおつしやつたらそれはけつこうですと言つて、同調するほかはないのであります。おれの方の知恵だからお前がついてくるというのでは、これこそ警察國家になつてしまふのでありますから、これはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○藤田委員 ただいま大石委員の発言がありましたので、この際誤解のないように申し上げておきますが、改進黨案はいずれ数日中に天下に発表します。この政府原案とは全然違います。こういう國警一本の非常に極端な、右旋回の法案ではございません、非常に民主化という点を考えました法案を計画いたしておるのであります。自由党の原案とは全然違います。同じ都道府県警察とはいへない、これは都道府県警察といへない、これは都道府県自治警察とはつきり明言いたしております。全然違いますから誤解のないように、ひとつ質問を進めていただきますと思ひます。

○大石委員 ただいま藤田委員から民主主義的な警察制度をこれから提出するのであるということをお聞きして、私は安心しました。

そこで大臣にお伺ひしたいのは、警察庁長官の任免権は現行法では國家公安委員會にある。それを取上げて今度のこの警察制度の改悪——改悪と私は言いたい。この改悪で、内閣總理大臣の手に移そうというの、これは明らかに國家警察である。また戦前のようにわれ／＼の人權を蹂躪しようとする國家警察である。これに対して犬養さんはどういうふうにお考えになりますか、これは事詳細に御返答を願ひたい。うそを言つたら承知せぬです。

○犬養國務大臣 うそは申し上げませんが、意見の違ふところは遠慮なく申し上げたいと思ひます。この問題は先ほど申し上げましたように、責任を明確にするには、人の任命した者をただ受動的に受け取るというのではいかかであらうかという考え方でありまして、これは政府も自由党も強い主張をいたしたわけでありまして、しかし總理大臣がつかつてにいつてきめれば、それは氣に入らないといつてきめれば、それはこそ大石さんの御心配の通りであります。今申し上げましたように、國家公安委員會の意見を聞くのであります。意見を聞くといつても聞きつづなしというわけにはなかつ／＼参りませう。國務大臣の待遇を受けておる五人の委員が、その過半数であれば氣に食わない、あれはよくない、あれは前歴がよくない、思想傾向もよくないと言ふのを押し切るということ、實際の政治情勢でできるものではない。こういうふうな考へておる次第であります。

○大石委員 ただいま思想傾向がよくないとおつしやいましたが、人が考へておる思想は賢明なる法務大臣は、どういうふうな解釈なさいますか。あれは赤である、これは社会主義者であるといふことなんですか。

○犬養國務大臣 あなたは總理大臣と間違えておられるのであつて、そうじやないのです。あなた方がお選びになつた複数の五人という人がい／＼の考へから、總理大臣がどういふ者はどうだらうかと聞いて来たときに、あれは國民のためによくないぞと思へば、遠慮なくあれはだめだと言ふ発言権を持つておる。かりにその五人のうち二人、いわんや過半数があれば困る、公安委員會の中で相談しましたが、あの者は困ると言へば、これは輿論のバックがあるものであります。新聞も國家公安委員會は三人まで總理大臣の指名者に賛成しなかつたと言ふ。輿論が沸く。それを押し切つてまで一警察庁長官につて無理をするといふことは、政治上賢明でもございせんし、むだな摩擦を起すことであつて實際に上できない、こう申し上げたのであります。

○大石委員 しかば申ししますが、現在の吉田ワンマン首相は公安委員會が進言したつてあの人を聞きませんよ。自分の思ふ通りやりますよ。これを私は主義ですか、どうですか。これを私はいけなかつ／＼言ひます。公安委員會がこういふ人はこういふものであると言つたつて、自分の思ふ通りかやりますよ。これが非民主主義的な今回の警察法の改正であるといふことを私は言ひしようが、あなたは吉田さんを御存じでしやうが、これはいかんと思へば自分の思ふ通りあの人をきめます。こう

いうワンマンの總理大臣から相談を受けてやるような公安委員會は一体どうなるか、これを私は心配する。要するところ、これは中央集権になつて國民を弾圧し、治安維持法のようなものにだんだんとなつて行つて、そうしてこのに富藤國警長官は吉田さんの最もお目に入つて、自分の好きなやうになさうとする結果が出て来る。それを私は心配するのです。今回の警察法に対して私が絶対反対するゆゑんはここにあります。吉田さんのやうなワンマンが總理大臣であつたら、何ほ進言したつてお茶坊主の言ふことより聞かぬ。これをどうするのですか。公安委員會をきめるのに、これはよろしいこれはよろしいと言つたつて、いやこれはいかぬと言ふ。おれの方は何ほこうだと言つて、そうして公安委員會をきめたらどうなるのですか。あなた、吉田さんの性質をよく御存じであらうと思ひが、これをどうお考えになつておるか、御返答を望みます。

○犬養國務大臣 これは吉田さんの性格分析から入つて行かなければならぬのだと思ひますが、あなたより多少私の方が詳しいと思ひます。ワンマンといふのはあなた方がつけたので、われ／＼はワンマンと言つておりましたが、過去六年のあれに徴して、國家公安委員會と吉田總理大臣との間にいざこざが起つたことは一度もありません。また強い性格であるから、何でも自分の氣に入つたものはそのまま任命するといふことではないのであります。この点は御了承願ひたいと思ひます。

○大石委員 大体吉田さんという人が

そういう人であるといふことは、あなた方あまりそばにおられるからわからない。私たちは、外からこう見ますからよくわかる。あんな人が國家公安委員會をきめて獨裁的にやつたら、これは一体どうなるのです。ゆゑに今回の警察法は実に非民主主義的なものであるから、基本的人權を無視する、憲法に違反する、これを私は言ひます。違ひますかどうですか。

○犬養國務大臣 御忠告の点は、總理大臣によく伝えておきます。

○大石委員 それから大体管区本部といふものくらい、くだらないものはない。この管区本部をまたしても置かれる。これはいかに自由党さんはお金がたくさんあつて國費を濫費なさるといつても、こんなくだらぬ管区本部を置く必要はないじやないか。この管区本部をなぜお置きになるか、この点詳細に私に聞かしていただきたい。

○犬養國務大臣 これも重要な点だと思ひます。それでよく事情を申し上げませんと、いかにも屋上屋を架してゐるやうな感じがあらうと思ひます。十分御説明をいたしたいと思ひます。もつとも現存の管区本部には行政事務的なものがありまして、これは各府県あるいは中央の警察庁と二重になる部分がございますから、今度は行政事務的なものは全部落します。それでもなおかつ管区本部をなぜ残さなければならぬかという理由を申し上げたいと思ひます。これはどうしても私どもの警察事務から言つて必要なのであります。たとへばこの間風水害がありまして、熊本県にもある、福岡県にもある、長崎県にもある、飛んで山口県にも

ある、そういう場合、東京から一々指令を出していただんでは現場がわかりません。それでは各府県だけでいいかといひますと、たとえば福岡県で非常にかわいひのでありまして、そんな応援にやる手はありませんと断わる。自分の県がかわいひから当然でしょう。そのときに東京から見たのではあまり遠いから、近所の四つか五つかの県を持つておる管区本部の本部長が見て、それは熊本県一千名ぐらいくことはできますとか、いや一千名以上手が必

要だが、あとの三百名は長崎県からやりましょうということ、中間の単位の管区本部本部長が聞かずに命令するといふ中途の機関は、ぜひ必要なのでございませう。この意味で私は管区本部といふものが必要だと思つております。

もう一つは、この管区本部が無電通信のセンターになつております。犯人がどこへ逃げた、五百万を持つた巡査部長がどこへ逃げたといふことを、すぐこれは無電でやるわけです。ところが東京、長崎、福岡、北海道とやつておつたのでは、あまりにスケールが大きいのでありまして、それ／＼の管区本部本部長が中央から受ける範囲でもつて無電の連絡をする。それですからいろいろな犯人もつかまるし、いろ／＼な水害の措置もできるのです。これは今度管区警察局と名前をかえますが、行政事務の二重のところを、きれいさつぱり落したあとには、ぜひ今申し上げたような意味において、この存置をお願いしたいと思つておるのであります。

○大石委員 しかば今回の管区本部に要する費用はいかほどですか。
○犬養國務大臣 政府委員から答弁させます。
○斎藤(昇)政府委員 約二億でございます。管区本部の中においては、ただいま大臣から申し上げられた通信関係が相当部分を占めております。有線、無線の通信センターになる通信職員は、各府県も全部管区に付設いたします。に相なつております。いま一つは、管区の警察学校を管区に付設いたします。それで学校と通信施設といふものはどうしても存置をしなければいけません。そのほかに、ただいま大臣がおつしやいましたように治安、公安に対処するための人員がおります。そこで管区全体の中から通信職員といふものは中央、地方、都道府県に至るまでの一切の通信職員で、これが管区に職員になつております。府県におります通信職員も、これは管区の出張所という形でおるわけでありまして、その通信関係と学校関係を除きました予算といふものは二億、人員にいたしまして六百人余りでございませう。

○大石委員 私はこういうふうな考え方を持つておる。大体管区本部へ行つてみると、みな毎日遊んでゐるのでも、その遊んでゐるような人間を、二億も出して必要はないと思ふ。こんなくだらぬもの、必要が第一ありませんよ。通信事務は警察がやつたらよいじやありませんか。それに管区本部を置く、そんな連絡機関に置く必要ありませんよ。前からこの管区本部といふものは問題になつておつた。またしてもこんな管区本部を今度の法律で置いていらつしやいますか、こういうものは民主主義の現下において、私は必要がないと思ふ。斎藤さんどうですか。それはあなたは管区本部置いたらよろしいでしょう、部下がふえて、こんなものいりませんよ、二億も出して、こんなばかや、毎日々々、あなた行つてごらん、遊んどりますよ。こういう必要のないものを置いて国費を浪費する、こんなものはいらぬ、あなたどういふふうな考へておられる。
○犬養國務大臣 御質問の内容から大體私事情がわかるのであります。今申し上げましたように、管理本部の中の行政事務は二重になつておる部分がある、きれいさつぱり——御忠告までもなく切り捨てると申しました。大石さん、おそろくそういう部屋をこらになつたのだと思ひますが、そういう部屋でなまけておるとは思つておりません。通信施設はあなたに足る踏み入れたことはいはすでありまして、これは四六時中非常に多忙に各方面にやつております。これは警察がやればよいじやないかといふことである、一警察が、つまり長崎県とか福岡県とか山口県とかの全般を広く見て、さしずをすることとは不可能なものでありまして、この点は私の方でも意見の相違として、自説をあくまで主張したいと思ふのでございませう。

○大石委員 それから大臣にお聞きしたいのは、この法案に府県単位の自治警をつくる、こうおつしやつておられませんが、これは私は明らかに国家警察であると思つております。それでどういふものはお互いが大いに研究する余地がある、もう一つこの財産面を尋ねたい。たとえて言う、私の郷里舞鶴の警察は、舞鶴市民がつくつた警察である。福知山市の自治体警察は、これは福知山市民がつくつた警察である。その警察には建物がある、電話がある、什器がある、いろ／＼なものがある、この財産は一体どうなるのですか、これに対して聞かしていただきたい。
○犬養國務大臣 これはこういうふうなことをいふと思ひます。今度府県と市町村の間のお話合ひにするわけでありまして、もつとつとつこんで申し上げますと、もと／＼——そういうことありまして、もう一つ、あなたの舞鶴の警察署の建物が、かりに国家から戦時中か何かもらつた、今度府県にもどすといふ場合には、おそろく有償にならぬと思ひます。もと／＼差上げたものを府県にもどすのであります。ところが市民が借金してかわいひ警察だといふつとつた建物が、今度府県単位の方に移る場合には、お話し合ひの上で、借金をすつたのは払う、こういうふうになると思つております。大體個々のケースについてお話し合ひになると思ひます。

○大石委員 大臣は雲の上にいられつしやいますから、そんな末端のことはおわかりになりませんが、市の警察の財産をあなたの方のおつしやるように一本にする。そうすると、これはたいへんなことが起りますよ。これを根本的にどういふふうな考へていらつしやるか、この財産のことです。舞鶴の市などは、市民が警察を建てて、政府のごやつかいになつておりませんが、これがもし府県一本になると、これは国家警察となる。これを全部買上げなされるのですか、これをばつくりしませんと、市民は納得しませんです。
○犬養國務大臣 舞鶴なら舞鶴の市民がかわいひがつて建てたものが、今度府県単位になると国家警察になるといふ前提には、私は賛同できませんが、しかしそれは巻き上げてしまふのかというのですか、だから一、二分前に詳細に申し上げたのであります。国、府県、市町村でそれ／＼隔離なくお話をしたいといふので……(大石委員)その話ができぬと……できないといふ前提のもとにお話になることは、一方的で承服できません。そういうことなら委員会と言つて行かれません。お互ひに違つた意見を話合つてから委員会を開かないでいいのであつて、反対論のいいところをよく伺つて心中なるほどと思つたといふようなことが、委員会の一番いいことであるから、結論は私どもの方も申しませんが、結論なしに、まず御意見の異なるところを詳細に御教示願ひたいと思つております。

海軍からもらったとか、その他公共の
国家の建物をもらつて、今度府県に返
すという場合は、もと／＼ただでもら
つた建物は扱わずにお話し合いでし
たい、市民の負担になつてゐるものは
扱ひたい、こういうわけでございま
す。

○大石委員 大臣、怒らないでくだ
さい。これは市村町のもの自分のつ
くつたもの、このつくつたものが国家
に取上げられる、こうなると非常に選
出されておる代議士は困るです。この
点を明確に御返答願ひませんか、今言
つて来とるのです。自分たちの血税で
つくつたこの警察を、もし府県単位に
なつて国家が取上げるといふことにな
つたらわれ／＼は承知せぬ、こう言
て来とる。困るものは私です、それ
を一体どうしてくれませんか。

○大養國務大臣 いや、御事情よくわ
かります。そこでこういうことになる
と思ひます。たとへば今度はあなたの
警察署の建物を養ひ上げて——そうい
うことはありませんが、かりに国が農
林省の林野局の支所にする、これはめ
ちやくちやな話です。それは市民は怒
ります。しかしやつぱり市民の毎晩の
戸口を守る同じ警察になるのであつ
て、ただ管轄が違ふ。管轄が違ふけれ
ども、兄弟の間柄といふこともござ
る。借金したつたりするのはあたりま
えでありますから、市民が払つた建物な
らば、京都府に移つても、お話し合い
で京都府があつた舞鶴市にお払いす
る。しかし仕事はかわらない。大石さ
んの毎晩の戸口を守るという仕事は同
じ、こういうわけでございしますから御
了承願ひたいと思ひます。

○大石委員 私はそう大臣を責めよう
とは思ひません、この点をばつきり
と思ひぬですが、この点をばつきり
しておきまさんと、大きなけんかが起
るのです。現に起つとるんです。この
点が法文に入つておらぬ。府県一本に
なつた。一本になつたから……「入つ
てゐるよ」と呼ぶ者ありけれど、詳細
な点は入つておらぬ。

○大養國務大臣 それは御心配ごもつ
ともでございしますが、この法文に有償
となり得るといふことが書いてあるの
で——法文といふものはさう何門をい
つどう払うといふことは書かないのが
例になつております。それはこまかい
法律の施行令やなんかで書きまして、
その点はまた御審議を願ひと思ひます
けれども、ひと御了承願ひます。要す
るに御心配ごもつともです。今申し上
げたように、舞鶴警察の建物をとつて
しまつて、今度国の都合があるから農
林省の支所にする。これは舞鶴の人は
怒ります。しかし同じ京都府に移す
が、舞鶴市民の借金になるものは払い
ましよう、こういうことになるので
す。そうしてその建物は何にするか。
やはり大石さんやその他の市民の毎日
毎晩の警備をやる。警察の機能はちつ
ともかわらないわけですから、ただ市民の
借金でできたものならこの際お払いす
る。これでもやはりあなたは相当しか
られますか。

○大石委員 ええ、しかられます。(笑
声) 犬養さんのおつしやることは私よ
くわかるんです。けれども市民が、た
とえてみると、三百六十二円で自治体
警察をつくつたんです。それをばつこ
りとりされる。それは承知せぬ。福地
山も自分たちの血税で、これは五百万
円をつくつた。これをばつこり府県に
とられたら、承知せぬ。この点を大

臣は、国家が補償する——国家の警察
になるんや。これは一体どうしてくれ
ますか。金といふことになる、なか
なみな承知せぬのです。困るのは
私なんです。これをどういうふうにし
てくれますか。(笑声)

○大養國務大臣 これは、結局看板を
かけますと京都府警察になるので、国
家警察にならぬのです。三百六十二円
市民が借金してつくつたものが、今度
府県警察の建物になる、その場合
に、これはお話し合いで、どうしても市
民が困るといふときには、今度京都
府が舞鶴市に、三百六十二円の建物を
移譲するから、それをお払いしましよ
う、こうなるわけですから。

○大石委員 大臣はさういふことをお
つしやいますけれども、やはり自分た
ちの血税でつくつた建物をつくつた。
それを自分たちのための警察であるか
らして、しんぼうしろと言つたつて、
なか／＼承服するものでありません
よ。——私の言うことを聞いてくだ
さい。

○大養國務大臣 今聞いておるので
す。

○大石委員 この点をどういふふう
になさるお考えであるかといふことを、
この次までによろ考えて——今でもよ
い。

○大養國務大臣 結局、国警隊長と署
長が知らない間にきめてしまつたわけ
ではないのであつて、舞鶴の市会にかか
るのです。ですからみなんなの前で、三
百六十二円がよいにあるいは五百万円
がよいか、そこできめるわけですから。
○大石委員 きめられるのがいやだと
言うておる。自治体警察を置いてくれ
と言つておる。(笑声)

○大養國務大臣 それでは建物の値段
のことではなく、根本の問題ですから、
それは先ほど申し上げた通りで御了承
願ひたいと思ひます。

○大石委員 今単純な応答であります
が、それは国民感情なんです。警察と
いふものには今までもう苦しい経験
を持つて、恐ろしいものだと思つてい
る。今度府県にかつたからといつて
も、あれは自治体だ、だから自治体警
察だ、但し政府が任命するのだから自
治体警察と国警のちやうどあいのこ
みたいなものだ、こう言つておられる。
決して国警じゃないといふことをしき
りに大臣は言われておる。ところがこ
こで塚田長官は、もう国家のいろ／＼
な事務の八割もやつており、あれは国
家の出先機関だと言つてゐる。御承知
の通り戦争前はあそこ十六の御紋が
ついておつた。あれは国家機関だと思
つてゐる。知事が官選であつたり。警
察をまた国警にまともといふことは、
これはどうしたつて国家警察の再現
である。しかも長は時の政府が任命す
るのだから、どんなにあなたが説明さ
れても——あなたは公安委員を重要視
されてゐて、これはみなさん方が選ん
だんではないかと言つて、国民は納得
しない。それをよく理解していただか
ないと、この問題は審議できない。そ
れが大きな問題です。実はこの間橋本
委員から、総理大臣に来てもらつて、
この警察に対する理念を聞いた後審議
をやろう、こういうことで、それまで
待つて、それを聞いていろ／＼質疑を
行おうと思ひましたが、今国警でない
と、あるいはさういふことは困るとい
う議論がありましてから申すのです。
警察というもののについて、ただ単に治

安とか、犯罪を検挙することだけ非常
に重要に思つてゐるが、それよりも、
警察は防犯あるいは地方行政の上にき
つめて大きな役割を持つてゐる。これ
を非常に軽く見られてゐることは、民
主主義の上から、自治体の健全なる発
展の上に大きな支障になる。それを心
配してゐるのです。それから私は、こ
の間のうちからの質疑応答で二つ感じ
たことがある。それはさういふことな
んです。一つは、時の政府に国の治安
を維持する責任があるのに、その責任
の所在が明らかでないといふこと。いま
一つは、自治体警察と国警の二本建で
はどうにもうまく行かない。能率が悪
い。特に都市の犯罪がいかに行き、
いなかから都市に來た場合、警察の警
戒が非常に違つて能率が悪いといふこ
とが言える。いま一つ加えて言へば、
横の大きな計画的な暴力革命、すなわ
ち暴力によつて政権を奪取しようとい
う共産党対策だと言ふ。この三つが大
きな理由のように説明し、また世間で
もなるほど一理あると考へてゐるが、
これは根本的な間違ひだと思ふ。私は
これを総理大臣から聞きたかつた。し
かし幸い犬養さんが來られております
から聞きますが、私はあなたの手元で
これを出したことを非常に遺憾に思つ
てゐる、あなたのために。——いふのは、
今度内務官はなやかなりしころその
ままをやつておる。ただ違ふ点は、公
安委員——金正さんはつばな人だと
言われてゐるが、これはもう卑近な例
ですが、決してさういふものではない。
人間は環境と立場によつて違ふ。
時の政府に命令され、それに首をまか
されてゐるのだから——今度社会党が
天下をとつて、各長官をかえてやつた

らどうなりますか。それがわれ／＼心配なんです。今申しました三つの理由——そこであなたの意見を聞きたいが、自治体警察のできたときには、御承知の通り警察予備隊はなかつた。従つて都市の治安は重要だから、東京初め大阪、その他大都市、産業の中心都市はきわめて大きな数に上つた。自治体警察を置いたゆゑもそこにあつた。ところがその後警察予備隊ができて、警察予備隊の最高責任者をちやんときめて、それが今日保安隊となつておりますが、木村長官が時の大臣として責任を持つておる。それからあなたの言われる非常に広範囲な災害であるとかあるいは暴力革命、かつては米騒動、二・二六事件——あなたのお父さんが犠牲になられたのですが、ああいう大規模なとき、そのための保安隊であり、警察予備隊である。私はこれがないときなら、あなたの方の意見はそれともうだ、こういうことでは力が足りない、これでは国民が安心ならぬといふことも考えるかもしれないが、あの警察予備隊ができ、さらに保安隊ができて、あれだけの装備を持つて共産党の鎮圧ができないというようなことをみずからが言うのは、私は政府のために、また担当の大臣として、はなはだどうかと思う。あのときの情勢とかわつてゐる。これが一つ。それから民主主義というて、自治体警察といふものはまだ生れて短かいのですが、一体その自治体警察を完全なものにする、今の欠陥を補う努力はどうしたか。どれだけの努力をしたか。与えられた民主主義を育てるためには、相当の日月と容易ならざる努力の結果、日本にふさわしい警察制度を打立てる努力が必要

要なのだ。安易に考へて、これが成立したら能率が上るといふよりも、もつと欠陥を補うような努力をしたらどうか。私は二つあつても行けると思う。あなたはここの間相談をされて、波長が違ふというたが、無線電信はどこでもかかる。そんな子供だましのようなことをいうても、東京のラヂオが大阪で聞えるのと同じなのです。その波長くらい合せられないようなことで、それが理由で国警にしたといふことはこつけない話です。民主主義を育てるためにどういう努力をしたか。それをもつてただ欠陥だけをいつて、それをすばいといふのだといふことで、自治体がせつ／＼みずから努力し、みずから犠牲において、ようやく緒についた自治体警察を廃止しようなんて——先ほど言つたように、地方行政、それから治安の問題等、単に犯人の検挙をすることでもない大きな使命を持つてゐる自治体警察を、簡単に廃止してしまうといふことは、私はどうもわからぬ。まだあと質問は一つとありますが、これは要約いたしますと、いわゆる前の状態と指揮が違ふ。それから今は警察はなるほど二本建てで欠陥もあらうが、それをりつ／＼なものとするためにどういうことをすれば、もつ／＼いいというやうな努力が払つて来たか。民主主義を育てる努力が足らぬといふことを私は考へますが、この二点について、大體聞いておりますから、簡潔にひとつ……。

○大矢國務大臣 大矢さんのお話は考へ方の違ひ点がありますが、非常に私敬意を表して伺いました。今後とも進んでそういうように誠意のこもつた御質問を受けたいと思つております。以下お答え申し上げたいと思ひますが、第一に波長のために警察制度をかえるというやうなことは、いかに私が不敏でもございせん。この波長のことも、私はあなたと同じで、そんなものは一日でかえられるじやないかといつて、実は無知識を笑われたのでありますが、これはここに専門家がおりまして図面を持つておりますから、もし時間が許せばむづかしい点をお聞き願ひます。それから検挙本位の警察であつてはいかぬ、これは私も痛感しております。この間の二重橋の事件も私は非常に遺憾に思ひます。あのときがそうだとおし／＼申せんけれども、人命の尊重といふことを、もつと耳にたこがでるくらい私が言うことが今後必要だ。私などがそういう点をひとえにもつと力説して、人命を守るための警察であつて、犯罪人の検挙はその次ぐくらい頭を持つてちやうどいいのじやないか、こういうことを痛感しております。ですからあなたのおつしやる苦言は、私はすなおに聞いておるつもりでございます。それから今度の警察法の改正では、警官の数はむやみとふえまへん。行財政の整理という国民の要望にこたへ、これは一々税金ですから、三万人ほど四箇年かかつて減らし、す。初年度では一万人減らすことを約束申し上げたと思ひます。それからなせ育てなかつたか。これは率直にいつてあなたの方の目から見れば育て方が足りないとお思ひになる部分も、しばしばあつたであります。私もそれは率直に認めます。しかしそればかりではなく、警察の単位がこうちりちりばら／＼では、今の近代犯罪が非常に複雑になつたことになか／＼対応で

きない。あなたは大阪のことは詳しく。大阪の周辺は大阪の警察がすぐ連絡をとればわけないじやないかといふことでございませうけれども、命令系統の違ひ役所の連絡といふものは、お互いに身にしてみてもありますが、なか／＼うまく行かない。日本の方はいろいろ美点がありますが、命令系統が違つて同じような仕事をする場合、美点の多い中で一番欠点の多い方じやないか、こう思つております。どんな法律でも民族の特性といふものを考へてやることが實際的ではないかと思ひます。大矢さんなどは、きつと大阪の警察を先頭に立てて育てられた先覚者の一人だと思ひます。だからあなたも、母親のような気持でこゝまで育てたものを、府県にとるとはひどいじやないか、ちやうど子供を寄宿舎にやつてしまふやうなわけで、この際情にいつてしのびない、そのお気持もよくわかります。わかりますけれども、政府の今度の警察法案は、い／＼／＼非難はありますが、府県単位がまあ／＼妥当ではないかといふことは、五大都市以外の方はほとんど輿論が一致してゐるのじやないか、こう思つてございませう。その他の点立場が違ひますけれども、今のお話は真剣に伺つたつもりであります。

○大矢委員 こういふことをしば／＼力を入れて大臣が言われる、たとえばこの間の宮城の問題について責任の所在が明らかでないと言われる。私はこんなことを大臣に言つてはどうかと思ひますが、憲法では主権在民です。その主権者たる国民が選んだ地方議会において選ばれた公安委員、これが責任者なんです。何もはかに責任者はない。あの問題はもうこの委員会ではわかつておる、不可抗力というか、警察に制度上の落度ではなかつた。それを責任の所在を政府が持たなければならぬといふところに、主権在民の原則がはる／＼と理解されてない。自分らで守ろうといふのを、お前を守つてやるんだといつて、せつ／＼平和の家庭に土足で上つてしまふやうなことをする、そんなことまでする必要はない。今度国警一つにまともなれば、四年間に三万人を減員するといふ。なるほどそれを聞けばそれだけ国民の負担は少くなるが、そのかわりに保安隊を四万一千ふやすといふ、四年間に三万人減らしても一年間に四万一千人ふやしては国民は納得しません。それから政治家として責任の所在といふことを考へることは当然と思ひますけれども、民主主義のもとにおいては、責任といふものはあくまでも主権者たる人民にあるのですから、あなたのその心配することではない。それからいま一つは、しきりに共産党の対策を言われます。この点については、これも釈迦に説法かもしれませんが、共産党対策といふのは思想の問題です。思想の自由は日本の憲法によつて保障されておるが、暴力といふものは、極右と極左とを問はず、個人と団体とを問はず、法律において取締ることは当然であります。そこで共産党対策といふことは、ひいては思想対策といふことになつて、思想対策といふのは思想に対しては線がひつ／＼とされる、ときの政府からこれは共産党だといつてやられたら、これが私は一番恐ろしい。だから暴力に対して取締るのに力が弱いのなら、

それこそ保安隊を出して来たらよい、保安隊がなければ別ですが、あるのですから。そのために莫大な金をかけて日常訓練して、あれだけの装備を持つておつたならば——いかに共産党が大きな力を持つておるか知りませんが、これを出したら国民自身も安心する。そこで三万減してもその逆に四万一千もふやすのですし、飛行機も千台か二千台こしらえるのですから、そういうことは国民は少しも心配はしておりません。従つてそういうことは理由にならぬ。理由にならぬことをまことしく言うところには、私も納得できぬところがあるから、しつこくこういふふうに尋ねるのであります。今度の予算を見ますと、国警一本にするために百五億ふえておる、もちろん二十一億を国から補助しますけれども、あと地方団体で八十何億というものを負担しなければならぬ。この点は調べれば調べるほど、私はどうも納得できない。そういうことをもつて、これは、はなはだ小さいことについては私は今後ずつと述べますが、大綱について、非常に力を入れて大臣が説明されたことについては、どうも私は自分をどう逆に立場をかえて考えてみても納得できない。そこで私は最後にいわゆる政府の警察庁長官の任免権の問題ですが、これは公安委員会があるから大丈夫だ、そんなことはないと言いますが、それは公安委員会を信頼するならば、一体なぜ公安委員会が推薦した人を選ぶようにしないのか。それをしないで、政府が長官を任命しなければならぬというのは逆ではないか、公安委員会を信頼できないのではないか。私はちゃんと確信を持つておる。それは必ずなるのだ。

犬養さんはそう思つておられないかも知れぬが、しかしあなたが永久に法務大臣としておるわけじゃない。次にかわる人——法は悪法なりとも法であるから、次に来る者は自分のいいように解釈してやるそれがこわいから、私が努めてあなたの手から出すことを惜しむというのは、そのゆえなんですよ。従つてこれはへそをかむということをやくないなかで言いますが、私はこの法律案を出すならば、必ずや国家警察になるということをや人々が言うのは無理もない。何と言葉をまかしても、そうなるというこの私は長い間の経験——人間の立場とその人の環境が物を支配するということ、これは昔から——犬養さんが大臣のときと、冷飯を食つておつた野党のときと考へ方が違ふように、必ずやそういうことになりまうから、私はその点を言う。いやそうでないという私の納得のできる説明があればお聞きする。

○犬養国務大臣 先ほど警察予備隊の問題を落して失礼いたしました。暴力主義的破壊活動と言つたのは、共産党を言つていないのです。共産党だ共産党だとだん／＼言葉がかわつてしまつては、まことに困るのであつて、これは右翼も含んでおるのであります。そこで共産党その他、議院に失望してはかの手段をとるといふことを取るだけであるといふことは、これは末の末です。本会議でも申したように、社会制度とか、あるいは失業保険とか、あるいは養老保険とか、あるいは育英資金が貧しい人のところにも公平に行けるようにとか、いろ／＼な総合政策でなくては、それはできないといふことは、私のような者でもわかつておるつもりでございます。しかしそれだから警察法はつておこうじやないかという議論には、また逆にならぬのでございまして、そこで警察予備隊の問題、これはなか／＼大事だと思ふのです。私は警察予備隊と言われた程度の時代ならば、まったく御同感なんです。ところが今は何か直接侵略に備えるのだとか、そして相当飛行機や何かを持つ、そうなつて来ると、これはいろ／＼予算委員会や軍隊だとか軍隊でないとか、あるいは戦力があるとかないとかいふ、とにかくどつちの議論にしろ、国民は大体そういう方に見えております。そこで右翼の二票にわたる擾乱、あるいは共産党の三票にわたる擾乱に、一々警察が手を上げて、保安隊に電話をかけてどつと戦車や何かが出る、これは中米だの一時のバルカンの非常なけわしい国情のように見えて、私は外交も貿易も非常に阻害されると思ふのであります。よく／＼の場合のほか、やつぱりおまわりさんが出たという形にしておかないとまずいのではないか。だからせつ／＼の仰せではございしますが、警察予備隊という名前でなく、保安隊となつて、直接侵略にも信えようといふので、ちよつとしたらすぐ保安隊に頼むといふことでは、私は国の治安、国民の心理擾乱の上からもまずいのではないかと、こつ／＼うふうに考えておるのでございます。

それから国務大臣は主権在民だから公安委員の責任でいいんだ、国務大臣も国会も実は主権在民の上に立つておるわけでありまして、これはまことに失礼でございますけれども——あなたはそのじやございせん。社会党の方などがやはり二重橋事件その他があると、犬養大臣早く出て来い、責任をどうするんだと言つて、私をお責めになる。やはり常識が、そちらの潜在意識が、国務大臣に責任があるといふふうに出て来ない、とはちつともおつしやらない。国民の常識がそういうふうになつておりました、その責任の不明確さがこの問題にかかつておるのであります。よく／＼くつ／＼を洗つて調べてみると、あなたの言われる通り公安委員に責任がある。しかし何か起つたときに国民及び国会議員が責めるのは、まず最初に公安委員でなくて、政府の担当大臣だ。ここにやはり国民の潜在的常識があるのじやないか、こういうふうな考へておる次第でございます。

○大石委員 今回の警察法は、共産党がい／＼／＼なことをやるから、その防衛のために、警察法をかえた、こう私たちは承知しておる。ところが日本をつぶしたのは、イタリア、ドイツ、日本と防共協定をつくつて、日本を敗戦に導いたのであることは、犬養さんは御承知であらうと思ふ。その点はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○犬養国務大臣 ただいま大矢君に詳細申し上げましたように、暴力主義的、つまり議会というものの値打ちを否定して、ほかの暴力で政治的理想を實現しようといふ人たちは、共産党ばかりではありません。過去には右翼もございまして、広くこれらの人に対処する態勢をとるということが必要であります。それが警察法改正の唯一の理由でなし、また最大の理由でもないことは、先刻申し上げた通りでございます。

○伊藤委員 資料をひとつほしいのですが……大臣はこの前、共産党の下組織に対するために、この府県警察の一本化をせねばならぬと、こつ／＼しやる。どうも法律をこつ／＼うふうに改悪するときには、いつも共産党共産党で、きのうの教育法案の改正案にも共産党を言われる。こつ／＼うと、どれ／＼共産党は地下組織にその恐るべき実態を持つておるか、こつ／＼うことが一般大衆にはどうもわからない。こつ／＼具体的なひとつ、今の日本の共産党といふものの実態を資料にして出して、私どもの納得の行くような方法をとつていただきたい。これは即刻ひとつこの資料を提出していただきたいと思ひます。

○犬養国務大臣 お答えいたします。これは資料を差し上げますが、実態となると、あるいは秘密会をお願ひして、説明員が説明に當るかも知れませんが、

○伊藤委員 けつ／＼です。至急にひとつ出して下さい。

○門司委員 い／＼／＼審議が進められておりました、資料の要求もございしましたが、それは左翼だけではございせんので、私からも頼んでおきます。そういうものがどうなつておるか。それからもう一つは、さつき大臣のしばしば言われております直接侵略のような形があると思われ、こつ／＼うことではあります。非常に大きな問題であります。従つて国際情勢がこつ／＼う事になつておるかどうかといふこと、私どもの納得の行くような資料があつたら、ひとつぜひお示し願ひたい。これだけをお願いしておきます。

そこできようは大体この程度でひとつ審議を打切つて、明日に延ばしてもらいたい。なおこの機会にお願いを申し上げておきますが、今資料を配布いたしましたように、横浜市の市会で、警察法の問題について市民大会を開いた決議を持つて、代表者が参つておりますので、はなはだ恐縮でございますが、ひとつ大臣と委員長と同席で、陳情だけをお聞きを願いたい。委員長から御了承を得られるように願います。

○中井委員長 それでは委員会の終つた後に理事会を開きますから、理事の方はお残りを願います。

一応午前の委員会はこれをもつて休憩いたします。

〔午後一時休憩〕

〔休憩後は開会に至らなかつた〕